國學院大學学術情報リポジトリ「K-RAIN」

# 中世賀茂別雷神社の神事における鯉の供進について



| メタデータ | 言語: Japanese<br>出版者: 國學院大學<br>公開日: 2025-07-24<br>キーワード (Ja): 賀茂別雷神社（上賀茂社）, 鯉, 『賀茂社嘉元年中行事』, 社領形成, 地域的事情<br>キーワード (En):<br>作成者: 加瀬, 直弥<br>メールアドレス:<br>所属: |
| --- | --- |
| URL | https://doi.org/10.57529/0002001741 |

# 中世賀茂別雷神社の神事における鯉の供進について

加瀬直弥

## はじめに

### 『賀茂社嘉元年中行事』にみる神饌の品目の特色

中世における賀茂別雷神社（上賀茂社）の神饌供進の実態は、鎌倉時代末期の同社神主賀茂経久が、毎年恒例の神事の次第をまとめたとみられる、賀茂別雷神社蔵『賀茂社嘉元年中行事』から多くをうかがうことができる。[1] この行事書にとりあげられた神事は数多いが、それらの中に、神饌の品目や、供進の次第に関する記載が比較的詳細で、所作の上でも、祭神の在所たる正殿の戸を開く定めであったものが存在する。[2] 具体的には、四月の賀茂祭・十一月の相嘗会のように、古代の創祀が確かなまつりや、中世の多くの神社で重視されていた節日の神事が該当する。

さて、これら御戸開の伴う神事を対象に、神饌に注目して『嘉元年中行事』を確かめると、おこなわれる季節、ないしは式日に因んだ品が、数多く見受けられる。例えば、正月の「したの（羊歯）御料」や、五月五日の「さうふ（菖蒲）」があげられる。ただ、それらの品とは別に、供進の次第にほぼ欠くことなく登場する品もある。「こゐ」と「とり」、すなわち鯉[3]と鳥である。例として、該

当する中で最も簡略な六月三十日の次第をあげるが、「れいにかはるへからす」と、他の神事同様として記載を省略した場合でも、鯉・鳥は明示されている。

御料のまい(参)る次第、一番からす(烏扇)あふき、これはまいりぬれは大八あし(足)へ仕て、やかて少八あしへまいらすへし、其後御料のまいる事はつねのことし(如)、御はし(箸)の代、こゐ(鯉)、とり(鳥)等のまいる事は、れいに(例)かはる(変)へからす、

御戸開の伴う神事の次第全般を俯瞰すると、鯉・鳥は、米の調理品各種よりも記載される頻度が高く、また、これら両種の供進の順番も、季節・式日に特色ある品や、米の調理品に次ぎ、多くは精進の物や、果物や薬に先立つ。鯉が供進される神事については表に示したが、恒例の重要な神事においては、鯉・鳥を必ず供進する定めのあったことを想起させる。

その中でも、鳥よりも種類について踏み込んだ表現となっているのが鯉である。本稿では、この鯉の調達の実態と、それと関連する上賀茂社の神饌の特色について、考えをめぐらせたい。

中世上賀茂社の鯉・鳥供進神事（『嘉元年中行事』による）

| 月 | 日 | 神事名 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 正 | 一 | 御神事 | 「とり」のみ＊ |
| 正 | 七 | 御神事 | 注に「大こゐ也」 |
| 正 | 十五 | 御神事 | 注に「大こゐ」 |
| 二 | 吉 | とけのまつりの御神事 | |
| 三 | 三 | 御神事 | |
| 四 | 中酉 | 御まつり | |
| 五 | 五 | 御神事 | |
| 六 | 三十 | みなつきの御神事 | |
| 七 | 七 | 御神事 | |
| 十一 | 初卯 | さうしゃうゑ | |

＊正月一日の御神事の神饌供進の次第には、鯉に関する記載はない。ただし、当該箇所は下端部が欠落しており、他の神事の順番からすれば「こゐ」の記載があったものと考えられる。

※節日にあたる九月九日の御神事については、その次第の大部分が欠落しており、鯉・鳥ともに供進の有無が確認できない。ただし、三月三日・五月五日など、他の節日の状況を勘案すれば、供進することになっていたと理解される。

## 一　鯉の調達に関する整理

### 1　鎌倉時代末期における調達の実態

鯉の調達に関しては、『嘉元年中行事』を著した賀茂経久が、次のように、乾元二年（一三〇三）正月の出来事を記し留めている[4]点が注目される。

一、今日の御料のこゐ（鯉）以外にちいさし（小）、よとのとい（淀問）丸申ことくは、ちから（カ）及かたし、候はぬよし申、りうよう（立用）をし、めらるへきよし申□

同月元日の供進の際の鯉が小さかった理由として、無力である旨を述べたのは、淀の問丸である。京南郊の水運の要衝である淀には、平安時代初期から津があり[5]、問丸に通ずるとみられる「問男」も、平氏政権時には同所を拠点のひとつとしていたと考えられる[6]。そして、魚市も、鎌倉時代後期には存在していた[7]。以上の点を踏まえると、『乾元二年日記』に記されたような問題があったにせよ、魚類の集散地としての地位を確立していた同所を介して神饌の品を得ることは、安定性という点からすれば、理にかなっていよう。

ただし、鯉の調達については、別の経路の存在も想定できる。その点を明らかにするため、ここでは、御戸開の次第は伴わないものの、鯉の調達についてある程度明確な神事である、正月の御棚会の神饌をとりあげる。

もっとも、中世半ば以前の品目についての実情は、社司による記録からは明確ではない[9]。しかしながら、延宝八年（一六八〇）に成立した『賀茂注進雑記』の、「安曇河の大鯉大鮒と号して小鯉小鮒をそなへ[10]」という記載から、同会における鯉に注目し、従来の調達先が近江国の安曇河御厨であった可能性があるとする、須磨千穎氏の指摘は重要である[11]。

翻って、『嘉元年中行事』の記載に戻ると、正月の七日と十五日の神事の鯉についての記載には、表の備考に示したとおり、「大こゐ也」もしくは「大こゐ」と注が付されている。それ以外の御戸開の伴う神事に同様の注が存在しない点を勘案すると、これらの神事においては、同月におこなわれる御棚会同様、鯉の調達に関しては、平素とは相違する留意点があったものと理解できる[12]。

## 2　神饌としての琵琶湖周辺の鯉

それでは、安曇河御厨からの鯉の調達は、どの程度実現できていたのであろうか。御厨の要となる安曇川は、琵琶湖の北西部を終端とし、全国に分布していた中世以降の上賀茂社の社領の中では、比較的近隣に所在するといえる。その点からすれば、神饌となる鯉の漁場となる立地的条件を備えていよう。ただ、前述の、淀から鯉を調達していたという実情を念頭に置く必要もあるので、視点をひろげ、琵琶湖及びその周辺における、神饌となる鯉の供進の実態を整理する。

そこで、まずは迂遠だが、賀茂御祖社（下鴨社）の例からそれをうかがいたい。同社は平安時代より、安曇河御厨の南、滋賀郡に堅田御厨を有していた。次によれば、建久五年（一一九四）には、この御厨の下司が、相嘗召物として、鮒・鮨・鮀・海老とあわせて鯉十喉の進上を命じられている。[13] 下鴨社において、古代律令祭祀の流れを引く相嘗会の鯉を、この御厨で調達していたということは、少なくとも琵琶湖及びその周辺が、神饌としてふさわしい鯉の産地としての位置づけを確立していた結果だと考えられる。

政所下　堅田御厨下司

可レ令三早進二二上相嘗召物一事

鯉十喉　　鮒五十喉

鮨五十喉　　鮀二斗

海老三斗

右、件召物、以二来十一月二日一無二懈怠一可レ令二進上一之状如レ件、

建久五年十月九日　　在判

在判

琵琶湖周辺における賀茂社の鯉の確保については、『発心集』からもうかがえる。そこには、翁に扮した「近江の湖」の鯉が、次のように述べたとする説話が載る。[14]

我、鱗の身をうけて、得脱の期を知らず、此の湖の底にて、多くの年をつめり、しかるを、またまた（たまたまカ）賀茂の供祭になりて、それを縁として苦患をまぬかれなんと仕りつるを、

すなわち、「鯉にとって、神社への供進が、祭神の介在によって悟りを得て苦しみを逃れられる機会」と意義づけられていたと理解できる。下鴨社司層の出身である編者鴨長明が、賀茂社

のまつりに供進される鯉が殺生されることについて、関心を向けていたがゆえの載録であったと推察される。

### 3　安曇河御厨からの鯉の調達

さて、上賀茂社に焦点を移すと、前述した安曇河御厨については、堀河朝（応徳三～嘉承二年〈一〇八六～一一〇七〉）に成立したとされる。[15]『百練抄』には、次の通り、寛治四年（一〇九〇）七月に、賀茂上下社の御厨を分置した旨が記されており、[16]決定的な契機はこのときと考えられる。

賀茂上下社被レ奉二不輪田六百余町一、為二御供田一、近日称レ有二夢想一、供二御膳一、依二神税不足一也、又分二置御厨於諸国一、

成立の前提には、上賀茂社からの、安曇川を社領とすべきとの申請があったとみられるが、[17]留意すべきは、この申請に対し、先に紹介した下鴨社堅田御厨の網人が、従来安曇川で漁をしていたことに触れつつ、上賀茂社と社領を半分割するよう求めたとされる点である。[18]この要求は、下鴨社に進納される鯉が、安曇川で漁獲され得る状況にあったことを示唆している。上賀茂社においても、淡水の魚類など—当然に鯉は含まれよう—を確保する場として、成立前から安曇川に高い関心を寄せていたであろうことは、容易に想像できる。

ただし、成立した御厨の社役の用途については、日別供祭物にするよう、より具体的にいえば、進めた「河海之魚鱗」については、「朝夕之御贄」とするよう限定されていた。[19]実際、『嘉元年中行事』には、「日供」についての記載があり、御戸開の伴う神事の当日にも、鯉などの供進とは別に、当日の日供を供進する旨の定めがある。[20]逆に、御戸開の伴う神事そのものに、御厨からの品が供進される筋道は確かめられない。

そもそも、安曇河御厨は、成立した白河院政期のほか、平氏政権期でも、日供の供進に支障をきたす事態が起きており、都度社役の安堵がなされてきた。そしてその後も、他の荘園勢力の妨害が続いていたとされる。[21]このような事態が事実だとすれば、当御厨が魚介類の安定供給の拠点となっていたかどうか、疑問が残る。

そして、そうした状況下においてもなお、窮状を示した上賀茂社・御厨側も、その訴えを認めて、他の荘園勢力の妨げを止めた朝廷も、一貫して日供進納の実現にねらいを絞っている。御戸開の伴う神事に、当然かつ恒常的に、安曇河御厨で漁獲し

た鯉が供進されていたとは断じ難い。

それでは、日供以外の神事に、神饌を御厨から調達する可能性がまったくなかったかというと、そうともいえない。傍例として、再び下鴨社の堅田御厨をとりあげると、「毎日御膳料」の漁進を前面にたて、自らの権益を主張しつつも[22]、十一月の相嘗のための供進をしていた[23]。つまり、用途にあわせた対応が必ずしも厳密でなかったと推定される。

また、治承・寿永の乱のころの安曇河御厨の実情にも注意すべき点がある。御厨側によれば、上賀茂社は、その乱の影響で、「皆悉不レ叶二社役一之間、供菜令二不通一、日別供菜併所レ及二断絶一也、今僅所レ憑者、近江安曇河御厨計也」という状況であったとされる[24]。少なくとも当時に限っては、神事全般の魚介類をこの御厨で確保していたとしても不自然ではない。

つまるところ、安曇河御厨から進納された鯉が、御戸開の伴う神事の恒常的な神饌となるよう定められていたとはいい切れないし、仮に定められていたとしても、実現性は低かったとみられる。ただ、少なくとも、臨時ないし限定的には、進納されていた可能性が高く、かつ、その事実が周知されていたと考えられる。

## 4　御戸開の伴う神事一律に鯉を供進する契機

以上のように、中世前期における鯉の調達に伴う困難さが窺知されたところであるが、そうした困難を生みだした要因は、神事における鯉供進の方針を設定ないし変更したことにあるものといえる。そこで、少し関心の方向を変え、方針の画期を考えたい。

冒頭に掲げた表に示した上賀茂社の神事は、そこでも触れたように、相嘗会や、平安時代前期から天皇からの使が参向していた賀茂祭が含まれる一方で、数の多いのは節日の神事である。つまり、神事の目的面で共通した特色が備わっているとはいえない。そこで、これらの神事に揃って鯉が供進されるようになった理由について、一定程度の考察を加える。なお、『賀茂旧記』の次の記事によれば[25]、神饌の品目が時代を通して同じはでなく、何らかの事情によってその増減があり得るので、その点について念頭に置く。

一、はしめて五せく（節供）のこれうに（御料）御はんまいる（飯）、

さて、鯉が供進される定めの神事そのものに焦点を絞り、その変化について検討する。例えば、五月五日におこなわれる競

馬神事は、宮中の儀にならって寛治七年（一〇九三）に開始され、[26]その経済基盤もまた、院政期に確立された荘園によって構築されたとみられる。そして、そうした荘園の中には、社司に充てられ、子孫が相伝したところもある。[27]

上賀茂社の社領拡大の端緒として、先に示した寛治四年の不輸田寄進があげられる。これにより経済状況が変化し、社司組織の整備もなされた[28]のにあわせ、神事の次第の確立を、当時の社司層が進め、その一環として、御戸開の伴う重要な神事一律に、鯉を供進するよう定めた可能性はあろう。

もっとも、重要な神事を同一の品で統一させるという方針の決定と、上賀茂社の神饌としての、鯉の選択が同時であるとは限らない。そこで、次では、その選択に至った背景を考えることとする。

## 二　鯉を選択した背景について

### 1　平安時代中期までの上賀茂社の経済基盤

鯉の選択の時期が、院政期より前である可能性に言及したのは、寛治四年の不輸田寄進・御厨分置が、「神税不足」によるとされるからである。[29]寄進等の直接的理由は日別御供の開始と考えられるが、[30]それより前から神税の用途が定まっていたからこそ、このような問題が起きたとも評価できる。そこで、寛治四年以前の経済基盤の特色とはどのようなものか、整理を試みる。

上賀茂社には古代から、その公課が神社の維持に用いられる神戸[31]が充てられていた。そもそも神戸のない神社も多い中、同社は相対的に戸数が多い。明確なところでいけば、延暦四年（七八五）に愛宕郡封十戸を充てられている。[32]注目すべきはその場所で、愛宕郡は神社の鎮座する郡にほかならない。つまり、周辺にある程度の神戸が存在していたことになる。[33]その後も増封のほか、神田が充てられているが、確かめられる中では、それらはいずれも山城国に設けられている。[34]全国に社領が拡大するのは、院政期以降のことである。

さらに寛仁元年（一〇一七）になると、愛宕郡の四郷が寄進される。これは観念的なものではなく、地域を区切り、社寺領や官衙の施設などを除外した上でのものであった。寄進された社領は、後に境内六郷と称され、「長く同社の財政を支える最重要基盤としての役割」を果たしたと評価される。[35]

以上の経緯を俯瞰すると、平安時代中期までの上賀茂社の経済基盤が、周辺に集中していることがはっきりし、延いては、地域的な影響が、何らかの形で神事に影響していると想定され

る。したがって、鯉の選択にも神社鎮座地の影響があったと推測される。そこで、その点を踏まえて、食文化や、調達のしやすさ、といった視座から確かめることとする。

## 2　人の儀礼における鯉

大雑把な話ではあるが、古代より、人が鯉を食す機会があったことは、当時の文書や説話からでも確認できる[36]。ただ、ここでは、上賀茂社を京の鎮守と位置づけ、その神事の面で密接にかかわる[37]、天皇・皇族や高級官人層と、鯉とのかかわりに絞って整理したい。

律令体制下で、鯉の使途がまったくなかったといえば、そのようなことはない。延喜主計式には、美濃国の中男作物としてその名があがっている[38]。しかしながら、年魚や鰒といった、他の水産物が各所から納められるのと比べると、わずかである。また、所定の節日において内膳司に貢進される御贄においては、「雑鮮味物」とあり[39]、鯉が含まれる余地があるが、明記されているわけではない。

他方、平安時代中期の延喜十一年（九一一）になると、畿内及び近江国の都合六か国に対し、宮中への日次御贄の供進を求めるようになる[40]。

延木十一年十二月廿日官符、始定二六箇国日次御贄一、山城国、雉、鳩、鶉、鴨、小鳥、鯉、鮒、鰕一日、七日、十三日、十九日、廿五日、

（中略）者、

この際、山城国のほか、河内・摂津・近江の各国に鯉の進上が定められている。従前の供御の態勢を改めるなかで、鯉がその品に明確に位置づけられている。

同じ時期には、贈答目的で用いられるような例も確かめることができる。例えば、次のようなもので、関白藤原忠平が、甥でもある朱雀院から、雉とともに鯉を受け取っている[41]。

従二朱雀院一使仲陳朝臣有二恩問一、亦賜二雉、鯉等一、

また、憲平親王（のちの冷泉天皇）誕生にあたり、叔父の有明親王が外祖父藤原師輔に対し、「雉一翼幷家池鯉二隻」を送るなどしている[42]。任大臣大饗の供膳の生物として登場する点[43]からしても。鯉は、いわゆるハレ食の食材に位置づけられるようになったと了解できる。

以上のように、上賀茂社に日別御供のことが定められ、不輸田寄進・御厨分置がなされる前に鯉は、人の儀礼の品としての

位置づけを確立していたといえる。前述した競馬のように、宮中の行事を導入して、自らの神事としたとみられる[44]同社においては、神饌品目を決定する、あるいは組み合わせる—例えば、鯉と鳥を対にする—局面においても、宮中や官人の儀礼を参考にしたと考えることは、決して荒唐無稽ではなかろう[45]。

## 3　仏教的思想の影響について

前節の見立てをしてもなお、鯉の選択自体の画期を平安中期ないし後期と断定することは難しい。この時期、一部の他社では、いわゆる精進神饌が供進されていた。山城国の石清水宮が該当するが、同宮における契機については、つぎのような伝承がある[46]。時代設定は、敦実親王が出家する天暦四年（九五〇）[47]より前であるが、魚味ではなく精進の御供を祭神が選んだとする背景には、いうまでもなく、前者が仏教の戒律に触れる殺生の伴うものであるからという理解が存在する。

爰式部卿ノ親王敦実、衣冠ヲ正クシテ、精進、魚味ノ二ツノ御供ヲ、手自奉リ玉ヒテ、神慮ヲ伺ヒ玉ヒシニ、精進ノ御供ノ御飯ニ御箸立シヨリ、肉食ヲ留、精進ノ御供ヲ備奉ル、

これは鎌倉時代の説話なので、事実の反映度合いについて注意すべきだが、平安時代中期の例も存在する[48]。引用したのは、天延二年（九七四）に、筑前宗像社の宮司ならびに氏人が朝廷に示した由緒の一部であるが、天慶四年（九四一）以後[49]、祭神が菩薩位を受けたのを契機に、漁猟を取りやめたとする。

奉レ授二菩薩位一矣、自レ爾以来、長停二猟山漁海之祠祀一、修二法施登覚之善根一、年首歳末幷薫二香花一、或五日或三夜、**嘔**二僧侶一唱二法味一、移二彼田猟之料一、充二此功徳之施一、

これらを踏まえると、殺生に対する忌避感が神社の神饌に対し影響を及ぼす時期は、遅くとも平安時代中期に訪れたといえる。そうであるならば、この時期以降に、全く前例のないところから、殺生の伴う鯉、そして鳥を神饌の品目として選定するとは考え難い。つまり、対になっていたか否かは別として、これらの品が神饌として選ばれた時期は、それより前とみることが穏当であろう。

## 4　古代の神まつりと鯉

しかしながら、平安時代中期より前、神事一般における神饌

として、鯉が主流であったかどうかは、慎重に検討する必要がある。朝廷祭祀の祭料を詳細に規定した延喜神祇式においては、水産物として堅魚・平魚の名が多くあがり、鰒に至っては調製の方法や産地で区別している。ところが鯉は登場しない。

そればかりか、延喜式全体を俯瞰しても、儀礼において鯉を用いる事例は限られる。その一例は、大学寮の釈奠で、二月の園韓神・春日・大原野の諸祭の前に享日すなわち儀礼の日がある場合、三牲（大鹿・小鹿・豕）や兎に替えて、五寸以上の鯉・鮒の類五十隻を用意することになっていた。[51] 神事と関連する規定だが、それはあくまで、儒教の儀礼を実現するためのものである。[50]

もう一例は、内膳司の庭火幷平野竈神祭のための「鯉魚四隻」の用意である。[52] 祭神のうち庭火神は、平安時代前中期にしばしば神階叙位の対象となっており、[53] 朝廷の中でも重要な神祇として位置づけられていた。ただし、儀礼の規定自体は陰陽式に載る、すなわち陰陽寮の主管するところであり、他の多くの祭祀のように、神祇官ではない。つまり、儀礼としては独自性の強いものであったとみられる。以上の点に基づけば、古代の神まつりにおいて、鯉がひろく用いられていたと断言するのは難しい。[54]

ただし、朝廷祭祀であっても、鯉の供進される余地はある。律令祭祀の風神祭においては、対象となる龍田社の鎮座する、大和国内各郡からの贄が供進されることになっていた。そして、その品については、国の正税の交易によるよう定められた。[55]

国司次官以上一人専当行事、即令二諸郡別交易一、供二進贄二荷一、其直幷米酒稲、並用二当国正税一、

同祭では、神祇官が鰒や堅魚などの魚介類を用意するが、それとは別である。交易によるとなると、実情に応じてさまざまな品種を贄として用意し得たと理解できる。

それでは、どのような品が重んじられたかとなると、その鮮度を求める事例も存在する。朝廷祭祀の鳴雷神祭において、銭で「菓」を調達する規定はそれに該当しよう。[56] また、伊勢神宮においても、平安時代初期には、近隣の志摩国神戸百姓から納められた「鮮蚫・螺」を「御贄」と称し、調理の上供進することになっていた。[57]

こうした実例を勘案すると、古代上賀茂社のまつりにおいて、[58] 新鮮な魚介類を調達していても何ら不自然ではない。そして、当然といえば当然だが、神社が鎮座し、かつ、海のない山城国に多く存在した神戸が、鮮度を保って進納しやすい食材を求め

た結果、鯉を選択した、という可能性はあろう。

## おわりに

万治・寛文年間（一六五八～七三）ごろの、上賀茂社の年中神事の次第等に関する記録『神事次第覚書』には、賀茂祭のものとみられる、葵を筆頭とする神饌供進の次第が示されている。そこには、「次御コイ代たい、次鳥代スルメ、」とある。[59] 賀茂祭の再興（元禄七年〈一六九四〉）もなされていない中で、鯉を、おそらく鯛に代えたのはやむを得ない事情あってのゆえであろうが、この後、代用品でない鯛や飛魚などが列挙されている。こうした列挙は、少なくとも『嘉元年中行事』ではみられない。近世においては、鯉が重要な神饌であり続けた一方で、海魚供進の比重の高まりもうかがえる。[60] こうした認識の醸成は、社内における神饌の品目の意義の見直しの結果と考えられるが、そうした見直しは、何どきにおいてもなされており、中世の鯉についても、その対象であったと推測される。

**注**

（1）『賀茂社嘉元年中行事』の解題については、尾上陽介「賀茂別雷神社所蔵『賀茂神主経久記』について」（『東京大学史料編纂所紀要』一一、平成十三年〈二〇〇一〉）による。以降、本稿では『嘉元年中行事』とする。

（2）以降、本稿では本文に示した所作を「御戸開」と称する。なお、『嘉元年中行事』に、戸を開くことが直接的に記されていなくとも、「御（ヒ）しやう」について触れられていれば、御戸開がなされる次第であったと理解している。

（3）『類聚名義抄』、あるいは『伊呂波字類抄』といった中世の辞書によれば、鯉は「こひ」と表記するものが多いが、「こゐ」を鯉と解釈した理由としては、神饌供進の次第に登場するなかで、対応する品として最も適切である点、『嘉元年中行事』の作者が後掲（4）でも「こゐ」の語を用いて水産物のことを示している点、同時代の他の文献でも鯉を「こゐ」としている（弘安三年七月二日日蓮書状〈日蓮聖人遺文所収、鎌倉遺文一四〇一一〉など）点があげられる。

（4）『乾元二年日記』（賀茂別雷神社蔵。賀茂別雷神社史料三所収）同年正月一日条。（　）の傍記は所収本による。

（5）『日本後紀』延暦二十三年七月二十四日条。「与等津」と表記。

（6）『兵範記』仁安三年八月十五日条に「昨今淀渡舟毛三坂越庄々問男、各四五艘沙汰献之上、右衛門府狩取」とある。ただし、問男は別の地を拠点としていたと理解できる。小林後掲（8）は木津川沿岸の荘園とするが、『赤穂市史』一巻（昭和五十六年〈一九八一〉）では筑後国三池荘・播磨国坂越荘とする。

（7）東寺百合文書ル、嘉元四年九月東寺十八口供僧評定事書（鎌倉遺文二二七二五）。

（8）嘉元四年（一三〇六）の時期の淀の状況について、小林保夫氏は、「魚

市の本来の目的は西国から運び込まれる塩および合物を独占し、のちに「魚市問丸」と呼ばれる人々によって、京都の市場に持ち込むことにあったのである。」と指摘する。「淀津の形成と展開」『年報中世史研究』九、昭和五十九年（一九八四）。なお、近世では、「淀河」が鯉の第一の名産地であるとされるが（『本朝食鑑』七河湖有鱗、鯉）、そうした認識が中世から存在したかどうかについては、今後の検討課題としたい。

（9）『嘉元年中行事』正月十四日御たなの御神事の次第は、膝下社領である境内六郷の神饌を、郷ごとに進めるさまを、比較的具体的に記しているが、神饌の品目に関するものはない。また、『乾元二年日記』においても、同年同日条において、神事執行自体については触れているが、品目については先と同様に触れていない。『嘉元年中行事』で、「とう人（頭）の名字、をの丶（小野）郷の名主等のけう（爻）名をたつね（尋）申て御祝言に申へし」という、頭人等の名を都度尋ねて祝詞を完成させるような社司の立場からすれば、神饌の品目は諸郷に委ねるべき、との認識があっても、特段不自然ではない。

（10）第二祭礼、正月十四日御棚会。引用は賀茂別雷神社校訂本による。

（11）須磨千顕『賀茂別雷神社境内諸郷の復元的研究』法政大学出版局、平成十三年（二〇〇一）。実際、本文に示した『賀茂注進雑記』の引用部も、「此御神事の儀式のみ大を小にもちゐ（不）かへ候ても神供以下かはる事なく勤来候は、かの六郷の領知ども御検地より零落にて（注略）大野郷などは大かた大徳寺領になり、小山・小野郷も他領になり行候へども、かつがつ今に社納あるゆへに其領に石打米をうちかけて絶ざるとみえて候」と続き、「安曇河の大鯉」の供進が太閤検地以前のあり方だという示唆がなされている。

（12）本文に示した理解から踏み込めば、御棚会神事を含め、正月の上賀茂社の神事においては、大型の鯉が供進される定めになっていた可能性が想起される。ただ、そうだとしても、なぜ正月なのかという理由の解明が必要となろう。なお、九月下旬に客にもてなす魚がないため、鯉を用意しようとした下りのある説話が『今昔物語集』に載る。巻二十八、左京属紀茂経鯛荒巻進大夫語第三十。

（13）『賀茂御祖皇大神宮諸国神戸記』（国立公文書館内閣文庫所蔵〈三手文庫旧蔵〉宝永六年〈一七〇九〉写本〈https://www.digital.archives.go.jp/img/4245836〉による）巻六近江国堅田所引、建久五年十月九日政所下文。

（14）『発心集』八、十三　或る上人、生ける神供の鯉を放ち、夢中に怨みらるる事。なお、『沙石集』流布本は、巻一に同様の説話を載録している。

（15）賀茂別雷神社蔵、貞永元年六月三十日官宣旨案（史料纂集賀茂別雷神社文書三九二）。

（16）『百練抄』寛治四年七月十三日条。

（17）『新撰勘用記』（生島暢「下鴨神社文書『新撰勘用記』について（紹介）」『国書逸文研究』二六、平成五年〈一九九三〉による）所引、寛治四年三月二十四日鴨御祖社司等解、『賀茂御祖皇大神宮諸国神戸記』巻六近江国安曇河所引、同日申文。なお、寛治四年（一〇九〇）の賀茂社領の形成に、神社側の準備があったことが指摘されている。川端新「院政初期の立荘形態」『日本史研究』四〇七、平成八年（一九九六）。

（18）前掲（17）文書。

（19）前掲（15）。

（20）正月一日・三月三日・四月酉日・五月五日・七月七日・十一月卯日がそれにあたる。

（21）前掲（15）、元暦元年十二月二十九日官宣旨（賀茂別雷神社蔵。史料纂集賀茂別雷神社文書三九一）。

（22）前掲（17）文書。

（23）前掲（13）。

(24) 前掲（21）（元暦元年官宣旨）。
(25)『賀茂旧記』（賀茂別雷神社蔵。賀茂別雷神社文書三所収）元久元年五月五日条。元久元年（一二〇四）は、二十年以上存在していなかった賀茂斎院が礼子内親王に決まった年でもある（『百練抄』元久元年六月二十三日条）。このことが、神饌品目増加の一因となった可能性もあるが、推測に留めておく。
(26)『賀茂皇太神宮記』（群書類従神祇部所収）。本奥書に、応永二十一年（一四一四）三月下旬書写の旨が記されている。
(27) 一例としては、近世初期の段階で往古よりの競馬料所とされ（天正十四年十月二十三日正親町天皇綸旨〈荻野仲三郎氏所蔵文書〉）、寿永三年（一一八四）以前に成立した（同年四月二十四日源頼朝下文〈賀茂別雷神社蔵、史料纂集賀茂別雷神社文書二〇〉）伊予国菊間荘があげられる。同荘は弘長二年（一二六二）に神主賀茂氏久に充てられ（同年九月五日後嵯峨上皇院宣〈前掲史料纂集三〇八〉）、延慶三年（一三一〇）にはその孫が相伝している（同年十二月二九日伏見上皇院宣〈前掲史料纂集三一一〉）。実際、この神事にあたっては、「社司庄」から馬を調達していたと考えられるが（『嘉元年中行事』五月一日御馬番の神事）、そのはじまりについては、宮中節会を社司層主導で導入したとの指摘がある。鈴木聡子「国家節会から神社年中行事へ」『神道宗教』二四六、平成二十九年（二〇一七）。もっとも、前掲（26）には、「天下の御祈として始めて寛治七年に敬神のために競べ馬をよせ奉らせ給ふよし所見也」とあり、時の朝廷の介在があった可能性に留意すべきであろう。
(28) 若山憲昭「中世前期における賀茂別雷神社の社司と王権」『Anti-led』三、令和六年（二〇二四）。
(29) 前掲（16）。
(30) 日別御供の開始については『百練抄』寛治四年三月二十六日条。端緒を応徳三年（一〇八六）の神託にあると論じたのは、小島鉦作「賀茂御祖神社の摂津長洲供祭人の研究」（小島鉦作著作集三〈吉川弘文館、昭和六十二年（一九八七）〉所収。初出昭和十五年〈一九四〇〉）がある。
(31) 神祇令神戸条。
(32)『続日本紀』延暦四年十一月庚子条。その戸数や、長岡京への遷都直後という時期からすると、賀茂両社の神職組織を確立する一環であった可能性がある。
(33)『新抄格勅符抄』十神封部、大同元年牒にも、「若雷神」（延喜神祇神名式の賀茂別雷神社の注によれば、賀茂別雷神の別名と解釈できる）の神封二十四戸のうち、山城国分が十四戸とある。なお、残りの十戸は丹波国に所在する。
(34) 増封については『新抄格勅符抄』十神封部、諸神新封。厳密な時期は不詳だが、天慶三年（九四〇）のことと見られる。神田については『日本三代実録』貞観七年四月十七日条。
(35) 須磨前掲（11）。
(36) 逆説的な例をあげれば、疱瘡の疾患の時に、「泄痢」対策で禁じられていた魚類の中に鯉の名がある。『朝野群載』巻二十一雑文上凶事、天平九年六月日典薬寮勘申。また、説話ではあるが、『日本霊異記』下、沙弥の乞食を撃ちて、現に悪死の報を得る縁第十五には、「鯉を煮て寒し凝らす」と、いわゆる鯉の煮凝りのような料理法が記されている（後掲（54）でも紹介している）。
(37) 平安時代初期より、賀茂祭に皇女の斎院が参じ、天皇より祭使が差遣される点、同時代の中期より宇多天皇の意により臨時祭が創祀された点など、その接点は数多い。
(38) 延喜主計式美濃国条。
(39) 延喜内膳式諸国貢進御贄条。

(40)『西宮記』臨時丁侍中事裏書、御厨子所例所引、延喜十一年十二月二十二日官符。なお、佐藤全敏氏は、この時期の食材調達制度の変化などの背景に、内裏の外の食事様式を取り込もうとする動きのあったことを示唆する。『平安時代の天皇と官僚制』東京大学出版会、平成二十年（二〇〇八）。

(41)『貞信公記』天慶九年十二月四日条。

(42)『九暦』天暦四年五月二十四日条。

(43)『二中歴』八供膳歴。

(44)上賀茂社と同様の方針がとられたとみられる神社として、筑前宗像社があげられる、応安八年（一三七五）の奥書の残る同社の年中行事書には、正月の白馬・踏歌の大神事を宮中から導入したなどと記されている。宗像大社蔵『応安神事次第』甲本。中世の神社では他にも、同様の例があったとみられる。

(45)上賀茂社の神饌として、鯉と鳥が対となっている点についても、本文で示した観点からであれば、ある程度の説明ができよう。なお、上賀茂社の神饌とハレ食との関係についての指摘として、宇野日出生「祭祀と神饌」（『上賀茂のもり・やしろ・まつり』思文閣出版、平成十八年〈二〇〇六〉）が、神饌の食材と平安時代の食生活との関連性を考察したものとして、喜多野宣子「神饌からみた古代の食生活」（『賀茂文化研究』三、平成六年〈一九九四〉）があげられる。

(46)『八幡愚童訓』下、放生御事。

(47)『大鏡裏書』一品式部卿敦実親王事。

(48)『類聚符宣抄』巻一諸神宮司補任、天元二年二月十四日官符。

(49)菩薩位については、源清平が大宰大弐のときに、祭神が託宣したことをきっかけとするとしている。清平の同職補任は天慶四年（九四一）のことである（『公卿補任』同年）。

(50)釈奠は学令釈奠条に、二・八月におこなう旨規定されている。対して、園韓神・春日・大原野の諸祭はいずれも二・十一月におこなわれる定めとなっていた（延喜神祇四時祭式）。したがって、重なるのは二月である。

(51)延喜大学式祭日相当条。なお、鯉・鮒を用意することが定まったのは仁和元年（八八五）のことである。『日本三代実録』同年十一月十日条。

(52)延喜陰陽式竈神祭条。

(53)貞観九年（八六七）には四位（『日本三代実録』同年正月二十六日条）、康保三年（九六六）には従三位に叙されている（『日本紀略』同年八月二十六日条）。

(54)渋沢敬三「式内水産物需給試考」（『祭漁洞襍考』岡書房、昭和二十九年〈一九五四〉、初出昭和十七年〈一九四二〉）は、延喜式に定められた鯉の用途に乏しいことについて、その料理法から、塩乾蔵の効かないことが貢租の対象として不適不便があったと想像する。

(55)延喜神祇四時祭式風神祭条。

(56)延喜神祇四時祭式鳴雷神祭条。

(57)『皇太神宮儀式帳』供奉朝大御饌夕大御饌行事用物事。これらの品は、延喜式に定められた御贄にも含まれており（延喜内膳式諸国貢進御贄条）、古代の神饌の選択が、人びとの嗜好と対応していたことをうかがわせる。

(58)『社務補任記』（賀茂別雷神社蔵。須磨千顕「賀茂別雷神社「社務補任記」」『賀茂文化研究』二、平成五年〈一九九三〉に翻刻）の筆頭者男床の条に、天平二年（七三〇）以降のこととして、「一年中神事用途乏少之由依レ申之、加二増一町一」とあり、神社独自の恒例のまつりが存在していたと推測される。

(59)國學院大學蔵賀茂別雷神社座田家文書。目録〇七二。内題はなく、外題には「奈良社禰宜従五位上有久　神事次第覚書　万治三子年十二月廿九日」とある。「有久」は寛文八年（一六五八）卒の人物とみられ

るので（『賀茂社家系図』神道大系神社編八所収）、同書はそれ以前の成立か。なお、同書において、代替品として鯛の名があがっている神事として、他には相嘗会があるが、六月祓ノ御神事・七月七日御節供御戸開の際は、鯉の代わりに「指サバ」ないし「指さは」とある。これはおそらく、刺鯖であろうか。

(60)『賀茂本宮井貴布禰社内外陣神供備様之図』（國學院大學蔵賀茂別雷神社座田家文書。目録〇七五）には、延宝年間（一六七三～一六八一）ものと目され、時の神主などが作成したとされる内陣の配膳図の写しが載る。その中で鯉は、御棚の上段に備進されるよう描かれているが、二尾に限られる。その一方で、鯛は同じ段だけで十尾ある。飛魚については、棚の下段や別の机に用意されるが、櫃に納められている。海魚を多く備進する方針が明確に示されているといえよう。

**附記**

『賀茂社嘉元年中行事』の引用は、過去に筆者がおこなった原本調査の記録による。閲覧の機会を提供いただいた賀茂別雷神社に御礼申し上げる。また、本稿執筆の準備に協力いただいた青木里紗氏に謝意を表したい。

本稿はJSPS科研費22H00015の助成による研究の成果である。